

報告 11月4日京都府への申し入れ

京都府は原発事故から府民を守る姿勢が大幅に後退



老朽原発美浜3号は廃炉にすべきと表明してください

→「**京都府は美浜原発から30km圏内に入っていないので、答える立場にない**」

**琵琶湖は美浜原発から30km圏内。府民は琵琶湖の水を飲んでいる。撤回して再検討を！**

11月4日、「避難計画を案ずる関西連絡会」と「京都の原発防災を考える会」は、京都府知事に老朽原発美浜3号の廃炉を求めるよう、質問・要望書を提出し申し入れました。

京都府庁で午後1時半から30分の申し入れで、参加者は京都・大阪から3名、対応したのは、原子力防災課の四方課長等、担当部署から4名（※1:4名の対応者の部署は末尾参照）でした。



今回の申し入れを設定する際に、京都府は、8月27日の防災訓練監視行動をしていた市民が、作業中の職員に話しかけたことを取り上げ、「訓練を一分間妨害した」として、交渉への出席を拒否してきました。さらに、市民との対応は30分に限ると通告してきました。そこで、申しれの冒頭にこれらについて強く抗議し、今後は対応を改めるよう求めました。滋賀県は市民の申し入れに対し、前回10月24日にも1時間半対応していることと比べても、京都府の対応は市民の声を軽視しています。

このような態度と同様に、今回の京都府の回答も、住民の安全を守るという姿勢からは程遠いものでした。30分という限られた時間でしたので、安定ヨウ素剤や要援護者の避難の問題については、別に申し入れの機会を設けるよう要望しました。

◆「**京都府は美浜原発から30km圏内に入っていないため、美浜原発については答えられない**」  
→**京都府民は琵琶湖の水を飲んでいます。それを考慮して、再度検討するよう求めました**

原子力規制委員会は、高浜原発1・2号に続けて、老朽原発美浜3号の寿命延長を11月中旬にも認可しようとしています。そのため、京都府として、老朽炉美浜3号は廃炉にするよう早急に表明してほしいと申し入れました。高浜1・2号の寿命延長については、京都府知事は8月に基本的に容認できないという姿勢を示していました。

ところが今回は、美浜3号については、京都府は30km圏内に入っていないため、答えられないとの驚くべき回答でした。規制委員会に地震動評価のやり直しを求めるべき、電気ケーブルの経年劣化の判断基準を定める等検討すべき、住民説明会開催についても同様でした。

府民は琵琶湖の水を飲んでいるでしょうと尋ねると、それは認めます。そうであれば、琵琶湖が汚染される可能性があるのに、美浜3号の寿命延長について答える立場にないという姿勢では、府民を守ることはできません。琵琶湖を考慮して、再度検討するよう強く求めました。

美浜原発は最も琵琶湖に近い原発です。琵琶湖は30km圏内にあり、滋賀県が独自に定めているUPZ（43km）では琵琶湖北部がすっぽり入ります。京都府の回答では、琵琶湖の水で命と生活を支えている京都府民の安全を守ることはできません。

また、重大事故が起こったとき 30km より外側では影響は無視できるというのが京都府の見解かと問うと、「そこまでは明確になっていないが 30km が一つの線引きだ」、と官僚的な答えでした。

#### ◆安定ヨウ素剤の服用

8月の訓練では配布と同時に服用したが、実際には国の判断に任せる

国が服用指示の具体的基準を持っていないことは知っているが、国の判断に従う

規制委員会は安定ヨウ素剤の服用を判断する具体的な基準を持っていません（9月9日の私たち市民との政府交渉で明らかになりました）。そのため、京都府に対し、事前配布すべき、国に服用基準を設けるよう要請すべきという質問を出していました。京都府は「線量等の具体的な基準はないが、その時々状況において規制委員会で判断する。国に一律的な服用基準の設定を要請する予定はない」と回答し、現状追認です。

しかし、8月の防災訓練では、京都府は独自に 30km 圏内住民に対して、安定ヨウ素剤（に見立てたアメ）の配布と同時に、集合場所やバスの中で服用するよう指示を出しました。このことについて問うと、「府としては、服用を想定した訓練にした」との説明でした。福井県は服用指示を出さず、内閣府は「今回の訓練は服用までは含めていない。京都府が服用させたことは知らなかった」と政府交渉で述べていたことを伝えると、「合同訓練だが、福井や国には伝えていない。府としての判断でやった」と。

避難と同時に安定ヨウ素剤を服用させた京都府の訓練は理にかなっており、国の判断を待たずに服用指示を出すことが府の基本姿勢かと問うと、「それは違う。あれは訓練で、実際には国の判断に従う」と回答。これではなんのための訓練だったのでしょうか。府の姿勢は、実際に行った訓練からも後退しています。

#### ◆避難が困難な地域への安定ヨウ素剤の事前配布は、舞鶴市のPAZ相当4地区だけ

原発事故時に避難が困難と予想される地域については、PAZ（5km 圏内）以外でも事前に安定ヨウ素剤を配布することは可能で、予算措置もつけることを、全国知事会の要望に応じて今年3月に国は決定しています。京都府としてこれに該当する地域はどこかと質問していましたが、「舞鶴市のPAZ相当（5km 圏内に準じた防護措置を行う地域）の4地区〔田井・成生・大山・野原〕だけで、それ以外の 30km 圏内は事前配布の必要はないという判断でした。

京都北部には、土砂災害で孤立する地域等もあるため、事前配布の対象を少なくともそのような地域には拡大すべきと求めると、複数個所で備蓄している自治体もあるが、各市町からの要望があれば対応したいというのみでした。

#### ◆スクリーニング会場の美山長谷運動広場は「福井県が使用するので、福井県の責任で汚染がないように」と述べるだけ。京都府としての責任は放棄

スクリーニング場所は、入口と出口を別にして一方通行として、除染前の車両と除染後の車両等が混在しないように、国のマニュアルで求めています。福井県住民のスクリーニング会場の一つである京都府南丹市美山町の美山長谷運動広場も一方通行が確保されておらず、9月9日の政府交渉で改善すべきと規制庁が認めていました。これについて質問すると、京都府内で

あるにもかかわらず「あそこは福井県がスクリーニングとして使用するの、責任は福井県にある」と述べるだけでした。現状のままでは、美山運動公園が汚染されるのは明らかで、京都府内の土地が汚染されても府としては関与しないというのです。責任放棄も甚だしいものです。

京都府民のスクリーニング会場となっている丹波自然運動公園等7か所については、検証を進めているとのことでしたが、いつ終了するかも分からないとのことでした。

◆要援護者の防災訓練は8月に実施したと、形式的に回答

要援護者役の職員がスタスタ歩くのはよくなかったとだけ認める

放射線の感受性が強い女性職員を防災任務から外すことについては、「まだ検討していない」

8月の訓練については、要援護者の訓練について「支援センター等の訓練をやった」と形式的な訓練のことを回答するだけでした。実際には、要援護者役の職員が元気にスタスタ歩いていたこと等、実態からかけ離れていることを指摘すると、その点だけは認め、今後検討するというような回答でした。

女性は放射線の感受性が強いと、9月9日の政府交渉で内閣府は「実際の事故時には、若い女性職員は外すべき」と回答し、9月30日には「関係自治体には、改めて周知を実施しております」と文書回答しています。これについて京都府は「実際には難しい、まだ検討していない、国からの連絡は来ていない」と述べるだけでした。

「避難計画を案ずる関西連絡会」は、8月の防災訓練の実態についてまとめた「報告集」(※2)を出しています。この「報告集」を府にも渡し、府議会議員等にも渡していることを最後に伝えました。

以上のように、京都府は、住民の安全を守るという自治体の任務を軽視しています。府の姿勢を、住民や議員、各市町の自治体に知らせ、問題にしていきましょう。老朽原発美浜3号の寿命延長に反対するよう声を強めていましょう。

2016年11月6日 京都府申し入れ参加者一同

※1 京都府の対応者

原子力防災課：四方 浩課長

医療課 地域医療・病院事業担当：曾和良弘課長

健康福祉総務課：松村弘毅参事

介護・地域福祉課：田村 智課長

※2 8月27日の防災訓練の「監視行動の報告集」

福島原発事故を省みたのか？

発行：避難計画を案ずる関西連絡会

2016年9月/ 11月第二刷

頒価：250円

報告集の案内 [http://www.jca.apc.org/mihama/pamphlet/pam\\_kansi\\_160827.htm](http://www.jca.apc.org/mihama/pamphlet/pam_kansi_160827.htm)